

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第10回枚方市自立支援協議会全体会
開 催 日 時	平成28年2月25日（木） 午後3時00分から 4時45分まで
開 催 場 所	ラポールひらかた 研修室1
出 席 者	石川会長、長尾副会長、津田委員、桐山委員、松浦委員、遠竹委員、船曳委員、藤淵委員、内田委員、島本委員、山本委員、河野委員、野川委員、原田委員、辻委員、山口委員
欠 席 者	
案 件 名	1. 会長・副会長の選任について 2. 幹事会・専門部会の活動状況について 3. 6相談支援センター相談実績報告 4. 障害者差別解消法の施行について 5. その他
提出された資料等の 名 称	資料1. 枚方市自立支援協議会幹事会報告・各専門部会報告 資料2. 平成26年度 6相談支援センター事業報告 資料3-1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要 資料3-2. 障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（概要） 資料3-3. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会イメージ図（案） 参考資料. 第5期枚方市自立支援協議会委員名簿 追加資料. 平成27年度 障害者自立支援協議会 地域移行支援部会報告
決 定 事 項	会長、副会長の決定
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	—
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から第 10 回「枚方市自立支援協議会・全体会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は障害福祉室課長の服部と申します。本日は委員の皆様が代わられてからはじめての会議でございます。後ほど、皆様方に案件といたしまして、会長・副会長の選任をお願いさせていただきますが、それまでの間、私のほうで議事進行をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに、事務局を代表いたしまして、川口福祉部次長兼障害福祉室室長からご挨拶をさせていただきます。

(川口福祉部次長兼福祉室室長挨拶)

事務局： 本日は、委員改選後初めての協議会になりますので、各委員の紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

それでは次に、出席状況を報告させていただきます。本協議会は要綱の規定により、「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められています。本協議会委員 16 名中、本日出席の委員は 16 名です。従いまして、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

続きまして、次第に従い本日の案件をご説明させていただきます。

案件 1、会長・副会長の選任について

案件 2、幹事会・専門部会の活動状況について

案件 3、6 相談支援センター相談実績報告

案件 4、障害者差別解消法の施行について

案件 5、その他

以上でございます。

それでは、本日の案件1としまして、「会長・副会長の選任について」を議題と致します。要綱では、会長・副会長の選任は委員の互選によるとなっております。選任方法についていかがでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

ただ今、事務局一任との意見がございましたが、事務局案をご提示させていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、事務局案といたしまして、会長には石川肇委員、副会長には長尾祥司委員にご就任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、本協議会の会長に石川委員、副会長に長尾委員にご就任いただくことになりました。よろしく申し上げます。恐れ入りますが、会長、副会長は前の席にお移り頂きたいと思っております。

(会長、副会長、前の席に移動)

会長・副会長を代表して、石川会長にご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

事務局： ありがとうございます。

以降の進行は石川会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

会 長： それでは会議の公開・非公開につきまして、また、会議録の作成方法について事務局からお願い致します。

事務局： この会議は、「枚方市審議会等の会議の公開に関する規定」の第3条に基づいて、従来から原則公開としています。しかし、公開することにより、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等の理由があれば、非公開とすることもできるとされています。

つきましては、会議の冒頭で、案件により公開・非公開を決定していただ

ればと考えております。

また、会議録の取り扱いについてですが、現在、発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページ等でも公開しております。発言した者の表記につきましては、市民の方からの要望もあり、氏名の特定はいたしません。最初に発言された方からA委員、B委員というように委員の前にアルファベット表記をつけることとしたいと考えております。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくることとなりますが、このような取り扱いとすることでよろしいでしょうか。

会 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさん、ご意見ございませんでしょうか。では、特に異議がないようですので、原則公開とし、議事論の取り扱いについては事務局の説明のとおりさせていただこうと思います。

本日、傍聴希望者はいますか。

事務局： おられません。

会 長： では、次第に沿って会議を進めていきたいと思えます。

案件2. 幹事会・専門部会の活動状況について

幹事会、相談支援部会から報告を副会長からよろしく願います。

副会長： 幹事会・専門部会の報告ということで議事を進めます。資料1をご覧ください。幹事会・各部会の報告が載っています。私からは幹事会・相談支援部会の報告をしたいと思えます。

幹事会につきましては、今年度は差別解消法のワーキングという、一番大きな役割をいただき、来年度施行の解消法をどう運営していくか、どう体制を作るかということ、時間を割いて議論してきました。

お手元の資料をご覧ください。まず、幹事会の構成ですが、【相談 支援事業者の管理者】で構成し、「障害者相談支援センターわらしべ」、「パーソナルサポート ひらかた」、「地域支援センター ゆい」、「地域生活支援センター にじ」、「陽だまりの会」、「クロスロード」、この6つのセンターと枚方市福祉部長の代理で川口障害福祉室長に出席いただいています。障害福祉室が事務局として毎月1回定例で会議を開催しています。

主な取扱内容につきましては、部会運営が基本になっております。相談支援部会、昨年はサービス等利用計画に関する議論をしてきましたが、今年度は、相談支援部会と言うより、幹事会全体で差別解消法施行の取り組みに関して、1年間、継続的に議論を行ってきました。主な内容としては、法律の概要、国・大阪府の取り組み状況について情報を分析することと、枚方市の中で

ういう取り組みをするかということ、差別解消法の運営の中で非常に大きなポイントを担う「地域協議会」の設置等に関して議論を重ねてきました。当事者、及び市民に啓発をしていこうということ等につきましては、後ほどの案件で報告があると思います。

また、移動支援の運用拡大、具体的な制度の運用について。

相談等を通じて、制度の運用を考えていくのが自立支援協議会の大きな役割ですが、今年度、移動支援の運用拡大として、一部の施設が利用対象になっていなかったり、サービス内容についての議論では、療養介護施設の適用拡大、入所施設の中でも療養介護に関しては適用になっていなかったのが適用拡大を図ったということ、喀痰吸引、主に医療的ケア、一定の研修・講習を受けたヘルパーが吸引もしくは胃ろうに対応するというので、このサービスに関しても対象拡大しています。

それから、障害者総合支援法の見直しに関して、総合支援法施行3年後に見直しをするということで、少し国の情報が漏れていますけど、そういった内容についての議論を継続的に行ってきました。

また、各部会について、内容に関しては後ほど報告がありますが、地域移行支援部会長をゆいの原田さん、日中活動支援部会をであい共生舎の津田さん、精神障害者地域生活支援部会を陽だまりの河野さん、就労支援部会をわらしべの野川さんが、各部会長として運営しており、幹事会では、部会の報告を受けて運営についての検討をしています。

二つ目に、人材育成としまして、自立支援法施行以降、ガイドヘルパーの養成研修を毎年2回実施しています。今年は8月に1回開講して、車いすコースと知的コースを実施しました。定員50名に対し、修了された方が車いす16名、知的10名となっております。現在、2月の2回目の開講をしておりますが、車いす16名、知的12名、そして、今期は、精神のコースも実施して、3コース同時に開講しております。

昨年、グループホームの世話人研修というものを別に開催しましたが、今年は現在開催中のガイドヘルパー養成研修にグループホームの世話人のカリキュラムを少し加えてガイドヘルパーという仕事とグループホームの世話人という仕事を知ってもらうということで両方のカリキュラムを兼ねて、実施しています。

この研修につきましては、かなりの回数を重ねています。延べ受講者は千人を超えています。ここ1、2年、受講者が減少傾向にあって、我々の宣伝の仕方とか、開催の仕方について、議論する時期にきていると認識しています。

その他、今年度の取り組みにつきましては、障害支援区分認定の更新が3年ごとにあるのですが、だいたい2千名以上の方が更新して、枚方市では市のケースワーカーと支援センターが分担して障害支援区分の認定調査を行っています。その調査員の上乗せ現任研修ということで、より調査の精度を上げてい

こうということと、調査の課題を共有しようということで、5月と2月に府の研修を受けた方や新任者に対する上乘せ研修と、今まで継続してやってこられた調査員の現任研修というのを年2回実施しました。

枚方市では新任に関しては上乘せ研修を必ず受けていただくということと、定期的に現任研修を受けていただくということで2回取り組んでおります。

それに加えて審査会の委員は、調査に上がってきたものについて審査を行うわけですが、審査会の意見交換ということで、枚方市では4つの合議体があって運営されていますけれども、その4つの合議体の委員が集まって各審査会でどういった議論がされているか、どういった課題があるかということ意見を交換して、審査の精度を高めていこうと、2月19日に開催しております。

次に、その他の取り組みの二つ目ですが、障害者に対する理解を深めるための研修啓発ということで、先程の障害者差別解消法の啓発とも重なりますが、「ほっこりひらかた2015」という啓発イベントを、毎年、障害者週間に開催しています。「創ろう居場所、育てよういい場所」ということで、12月6日曜日に、ラポールひらかた全館を借りきって開催しました。主な内容としましては、午前中は映画「みんなの学校」を上映しました。これは大阪市内にある統合教育の取り組みを行っている学校のドキュメンタリー映画です。大研修室で開催しましたが、150人の参加で会場は満員、問い合わせも多く、地域の取り組みへの関心が高いという印象を受けました。

また、「わたしの主張」につきましては、3障害の当事者が自分自身の体験を話す場として、身体、知的、精神、難病の方も含めて自分自身の生活を語ろう、相互交流の場ということで、これも参加170人と盛況でした。

講演会としましては、先程の啓発に関わるところで、「差別解消法の施行と地域の課題」と題して講演会を開催しました。講師にはDPI日本会議の崔さんにお越しいただき、参加者は100人ということで、全体のイベントを締めくくりにふさわしい講演会でした。

また、大阪精神障害者家族会の交流会をいつもこのイベントに盛り込んでおります。主に北河内の家族会の方を中心とした交流会ということで、約30名の参加で、新しい会員の方も含めて交流会を開催しております。

また、情報コーナーでは、障害者・高齢者の関係機関との情報提供ということで、パンフレットを置いたり、市内の相談支援機関の案内としてマップを掲示したり、情報発信を行うブースも開設しました。

その他の取り組み、各審議会への参加につきましては、枚方市社会福祉審議会、本審・専門分科会へ委員参加し、障害福祉計画（第4期）の策定の議論を行ったり、差別解消法施行への取り組み等々議論をおこなってきました。

また、枚方市ひきこもり支援ネット等、地域支援ネットワークへの委員参加、防災に関する協議ということで、障害福祉室、福祉総務課、事業者連絡会、知的ネットワーク等が集まって、障害者の防災に関する課題について検討を行っ

てきたということ、大阪府障がい者自立支援協議会全体会につきましては、幹事会を代表して行政と一緒に参加しました。以上で幹事会・相談支援部会の報告にさせていただきます。

続きまして、精神障害者地域生活支援部会からの報告を河野さんよりお願いします。

A委員： 精神障害者地域生活支援部会報告をさせていただきます。

精神障害者に関しては、皆さんご存知のように、日本の精神科の病床数、ベッドが33万人、今は30万人くらいに少し減ったかなという程度。ご高齢の方々の死亡に伴う減少とされています。

この日本の精神科状況を何とかしないといけないという課題は長年に渡ってあります。大阪は退院促進支援事業の発祥の地で、長く、府・国、それから相談支援事業所等で、入院中の方々の退院促進に取り組んできました。国が退院促進支援事業から退散して、相談支援事業における個別支援給付、地域移行、地域定着支援事業に移行していった時期が2014年です。このように制度が大きく変わってきています。それまでも、枚方には大きな病院がいくつかある中で、精神の方々に対する取り組みを部会という形ではなく、一定実施してきた経過がありますが、2014年からは、この自立支援協議会の中に部会という形で精神障害者の問題に取り組むという機能を入れていただきました。

大きな取り組みとしましては、精神科の病院に入院されている方々にいかに地域に戻っていただくか、その取り組みの為のシステムをどのように作っていくか、もうひとつは、地域に暮らしておられる精神障害者の方々の生活基盤、要するに地域で暮らしていける体制をどのように作っていくかということです。

その中で、この4年間、これは非常に全国的にもユニークなんです、枚方では精神科病院に入院中の方々への訪問面接という取り組みを行ってきました。この取り組みは他ではほぼ見られないです。保健所が中心となり、管轄する市域にお住まいの方で入院している方のところへ訪問に行くという取り組みはありますが、自立支援協議会 精神部会員が全員で、市内の精神科の医療機関へ訪問する。また、入院期間が1年前後の方に対しては、枚方市外の方も含めて、訪問させていただいています。

もうひとつは65歳以上の枚方市民で、かつ、入院されている方々への訪問をさせていただいています。この二つの分類に該当される方々に、部会員と関係機関の人間がペアを組んで訪問させていただくという取り組みを、この4年間実施してきました。

今までは地域移行の対象者については、医療機関側からあげていただいていたという経過がありますが、地域側からの思いもありまして。

実際に1年を過ぎて入院されている方々がどういう方々で、どういふ思いで入院されているのかを知りたいというのが発端だったと思います。

取り組みを実施することにより、窓口として、医療機関と自立支援協議会との間に「プロジェクト会議」という組織ができました。今は、このプロジェクト会議と市内の精神科の関係機関や部会の構成員さんに協力をいただいて、4年間で多くの方々のところへ訪問をさせていただき、その中から、地域移行が可能な方達を選定しています。

資料に書かせていただいていますように、現在は、今までの7名の方と、今年度はまた、新たに7名の方について、地域移行に向けて「なんとか地域でがんばってみるわ!」と言っている方々への支援を実施していくこととしております。

地域で暮らしていける精神障害者の生活のベースになる部分をどのようにして豊かに作っていくかということ今年度は取り組みました。一つは医療機関が実施する福祉サービス、例えば、訪問看護やデイケアという部分が実際にどのように運用されていて、どのように利用されているのかということを検証してみようということ。もう一つは、精神障害を経験している、C委員もそうですが、ピアサポーターの方々が現に今、どういふ役割を担っておられるのか、ということをお話していただいたりしました。

このようなことを繰り返しながら、1年間続けてきましたが、現在、日本全体としてベッドを減らして地域に移行していこうという流れが見えてきたということと、一方で、地域で生活していく基盤が非常に脆弱である。要するに、生活していくための福祉サービスが足りないということを実感しております。これは引き続きの課題になると思っています。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。精神障害者の地域生活支援部会と、副会長から報告のありました幹事会、相談支援部会について、質問・ご意見、何かございませんでしょうか。

では、就労支援部会の報告をB委員からお願いします。

B委員： 就労支援部会の報告をさせていただきます。

就労支援部会では、障害のある方の一般企業への就労支援や、日中活動の場での支援等により、地域で自立した生活を営むことが可能となるように、事業所間の連携強化や、施策の提言ということを行っております。

今年度の活動は昨年度に引き続きまして、就労支援強化事業の実施、また、就労支援部会及び連絡会の開催、共同受注窓口の設置に向けた検討等を行いました。

障害者を取り巻く状況としましては、前年よりも5.1%増加ということで、

12年連続で障害者雇用に関しては増加傾向にあるところです。また、平成28年、差別解消法の施行、平成30年、精神障害者の雇用義務化ということも目前に迫ってきています。

委員構成に関しては、資料のとおりでございます。

就労支援部会の開催スケジュール等につきましても、資料のとおりです。連絡会につきましては、参加した事業所の方からの実践報告や、地域課題のピックアップを含めた情報交換の機会を設定しております。

強化事業につきましては、枚方市の障害者就労支援強化事業は4つの柱としまして、研修の実施、ジョブコーチ養成研修費用の補助、そして定着支援のフォローアップ謝金、長期の庁舎内実習の実施としております。研修内容に関しては、こちらに記載のとおりです。

次年度に向けてですが、就労支援強化事業の内容については細かな修正等を進めていきつつ、福祉施設から一般就労への就労支援の促進と、積極的な職場定着の推進、そして、就労移行支援事業所と就労継続支援事業所の連携強化により当事者にとって切れ目のない支援体制の構築、また企業への情報発信やイベント等も検討中です。一般就労のみならず、福祉的就労を継続している当事者の方へも希望する工賃の提供が可能なシステムを探っていきます。今年度よりスタートした長期庁舎内実習奨励金についても段階的にチャレンジ雇用等の実現に向けて継続していく方向で考えています。

簡単ではありますが、以上で報告を終わります。

会 長： ただいまの報告にご質問等ございませんでしょうか。C委員。

C委員： はじめに、改正障害者雇用促進法、今年4月から差別解消法施行になりますけれども、「合理的配慮義務」というのをもうちょっと詳しく説明していただきたいのと、平成30年、精神障害者の雇用義務化というのは行政だけですか。民間は努力義務だけですか。

会 長： 差別解消法の合理的配慮の提供については、後ほどの議題の中で説明をしていただけたらと思いますので、そこでよろしいでしょうか。

C委員： はい。

会 長： 二つ目の質問は、精神障害者の雇用義務化という内容について分かっている範囲でご説明していただければと思います。

B委員： 精神障害者の雇用義務化は行政だけかというご質問がありましたが、これは行政のみではありません。民間企業を含めた雇用義務化ということになると思

いますが、就・の藤淵さん、補足説明があればお願いします。

D委員： 私が知っている範囲ですが、現在、知的障害者と身体障害者には義務付けられています。平成30年からは、精神障害者も義務付けられるということで、一般企業もそうなるということで理解しております。正しい情報でないかもしれませんが、一応、調べたものということで。

会長： 法定雇用率とか、そういうことはまだ分かっていないですか。現在の知的障害、身体障害と同じようになりますか。

事務局： ただ今のご質問ですが、まず差別解消法の施行に伴う合理的配慮の提供につきましては、民間事業者については努力義務となっております。差別解消法については後ほどご説明させていただく形になりますが、差別解消法は社会生活全般にわたるものとなっておりますが、雇用に関しては、改正障害者雇用促進法になると思います。民間事業者においても、改正障害者雇用促進法の中におきましては「合理的配慮」は障害者の方に対して提供義務がございます。

精神障害者の雇用義務化につきましては、現在の雇用促進法の表現で申し上げますと、身体障害者、知的障害者は雇用の義務があるという表現となっております。平成30年度からは「障害者を雇用する義務がある」という表現になりますので、障害者の概念から日常的に困難を抱えていらっしゃる精神障害者についても雇用義務化という表現になると思います。

会長： 他にご質問、ご意見ないでしょうか。E委員。

E委員： 改正障害者雇用促進法によって、実雇用率が変動するのでしょうか。

事務局： その件につきましては、改正した時点で何年間かの推移をみて、今は一般民間事業者については2.0ですが、その2.0に上乗せするかどうかを、恐らく5年後だったと思いますが、国において判断されるというふうに労働局からの文書に記載があったと思います。

E委員： 現行の実雇用率が1.8%ということは、2.0%を達成していないということですか。

事務局： 全国の統計で言うと、2%ですが、今、出ている数値は平成27年6月1日の数字であれば改正された後ですので、目標数値の2%に届いていない事になります。

会 長： 法定雇用率達成企業は 47.2%と書いてありますので、達成していない企業が半分以上あるということですね。他にご意見、質問ないでしょうか。

E委員： この数字は全国ですか。であれば、枚方の数字と言うのもあるのでしょうか。

B委員： 手元に資料がないのですが、ハローワークのほうで枚方市の実際の雇用率は把握されておりまして、6月に雇用の実態情報の報告が上がることになっていきますので、今年の6月に昨年度の状況を合わせて枚方の状況が報告され、発表される形になると思います。

事務局： 6月1日を基準といたしまして、ハローワークで調査をされております。その中で各市の実績を出すのではなく、大阪府全体としての数字を公表されています。平成26年時点で1.81%であったとみております。

E委員： ということは、枚方市の数字というのは出てこないのですか。

事務局： 枚方のハローワークは枚方・寝屋川・交野を管轄されており、枚方単独の数字は出ないため、公表されるのは、大阪府の数字です。

会 長： では、次に地域移行部会について、F委員、お願いします。

F委員： 平成27年度、地域移行支援部会の報告をさせていただきます。地域移行部会では、今年度につきましては、市内の主に知的障害のある方でグループホームに入居されている方は、約250名いらっしゃいますが、その現状と実践からの支援の課題についての分析を行いました。そこから地域で臨む暮らしを実現できるよう必要な支援や制度について検討を行いました。

まずはじめに、行動に課題がある知的障害のある人に対するグループホームの支援の課題です。

1点目は、グループホームは共同生活ではありますが、入居者の個人の生活の場でもあります。しかし、生活する中で自傷や他害、物損、無断外出、徘徊等の不安定な状況になることが多くある人の支援をする中で、他の利用者への影響を考え、どのように対応するかが課題となっております。

2点目は、現在、筋ジストロフィーや脊髄小脳変性症、パーキンソン病、後縦靭帯骨化症、糖尿病、てんかん等、さまざまな病気を併せ持つ人達が多く入居しておられます。

病状に合わせて日中活動の場所や住環境を変更しているケースもありますが、病状が進むにつれて医療との連携を含め、どこまで対応できるかが課題と

なっております。

3点目は、大きな声や音に対しての防音対策や、不安定時に確保したい空間、高齢化や病状の変化に対応できる住環境の確保と、本人に合わせて住環境はどこまで整備できるのかが課題です。

4点目につきましては、障害のさまざまなケースへの対応が必要な世話人や生活支援員の質を上げることが必要であり、市内で世話人全体研修等の研修を行っているのが現状です。

5点目といたしましては、対応が難しい人について、世話人、生活支援員の複数配置をしているグループホームが現在たくさんある状況です。

次に軽い障害のある人のグループホームの支援の課題です。

就労継続、定着するための支援、金銭管理の支援、異性関係を含む対人関係の調整の支援、飲酒や喫煙等、障害の軽い人ほど社会との接点が多く、さまざまなトラブルに巻き込まれ、その対応に追われる状況もあります。

次にグループホームの必要性についてです。

1点目、グループホームにつきましては、本人の希望を基本として家族の高齢化等の状況の変化で希望が増加し続けています。グループホームの増設、増員の要望が高まっています。

2点目、多様な利用者の受け入れということについてですが、枚方市内の障害の重い人の受け入れ比率というのは国を上回っているという状況があります。また、枚方市的にも全国的にも利用者の高齢化と重度化傾向にあります。しかし、重症心身障害の方についてはまだまだ受け入れができておらず、ニーズに即して住環境の提供や世話人の複数配置、医療との連携の配慮等が求められます。

一方、障害の軽い人について、家庭からすぐ一人暮らしが可能となる人もいますが、そうでない人が大多数です。グループホームでの生活で自信をつけることによって、一人暮らしが可能になるという人もいることから、障害の軽い人にとってもグループホームは必要な選択肢となっています。

次に、今後の支援に関する課題です。

グループホームはあくまでも共同生活ですが、利用者一人ひとりにあった生活のあり方は多様であることから、グループホームを利用しながら一人暮らしや、一人暮らしの体験型としてのサテライト型住居など、柔軟な支援の提供を考えていく必要があります。障害の軽い・重いに関わらず、グループホームを終の棲家としたい人、通過点としたい人等さまざまですが、グループホームから出て一人暮らしにつなぐ、または一人暮らしの支援について多用なツールが必要です。

3点目、重症心身障害の現状と課題について、昨年度取り上げ、家庭介護から自立への方向性が選択肢の一つとして宿泊体験事業の実施を提案しています。

最後にこれらの課題に対応する提案です。

1 番目に、自立支援アシスタント事業です。これは国が障害者総合支援法 3 年後の見直しで示している案ですが、横浜の自立生活アシスタントに習った新しいサービスで、障害者の日常生活の支援ができるものによる定期的な巡回訪問や、随時対応等をする制度です。このように、ホームヘルプだけでなく、一人暮らし支援のためのツールが必要だと思います。

また、枚方市への補助金の提案としまして、重症心身障害の人を中心に宿泊体験の実現ということ、次に、利用者ニーズに応じてグループホームを増設するために新築移転、改築など設備に関する補助、またスプリンクラー設置等、消防法に関する補助金などの提案を考えています。

会 長： ありがとうございます。今の地域移行支援部会の報告で何かご意見、ご質問ないでしょうか。

E 委員： 地域移行は、大きなテーマだと思いますが、前回、この協議会で質問させていただいた際に、何人の方が地域移行されているかお伺いしたところ、その時は数字がわからないということでした。今回、数字がわかるなら教えていただきたい。また、逆に入所された方が何人おられるかも教えてください。

それから、家族の地域移行というのは、去年作成した障害福祉計画に基づく部分があると思いますが、達成状況はどうなのか、もしわかれば教えてください。

会 長： 事務局のほうでわかりますか。 施設入所した人の人数についての質問がありました。

事務局： 現在、数字をもち合わせておりません。申し訳ありません。

会 長： また、障害福祉計画と今回の報告との整合性、関係という部分でご質問がありました。計画に基づいて、実現できたのか、どうでしょうか。

F 委員： グループホームの達成率は前回の計画の約 78%が達成しております。今後、ますます枚方市においての政策を展開していくという事になっております。

会 長： E 委員、よろしいですか。

E 委員 はい。

会 長： 他に何かご質問、ご意見ないでしょうか。

日中活動支援部会については、活動はなかったということですが、ご意見をいただけますか。

G委員： 計画では5年間でサービス管理責任者の資格を受講できるような年限を設け、その後、独立する形での設立を考えていますが、その時のバックアップ法人のあり方について、現在、市で検討をいただいているところで、その答えをいただいてから再開するということですので、よろしくお願いします。

会 長： それでは次の案件としまして、6相談支援センターの相談実績報告をF委員にお願いします。

F委員： 平成26年度、6支援センターの事業報告をさせていただきます。

資料2をご覧ください。2ページから21ページまで、各支援センターごとの相談人数や方向、支援の内容の詳細、課題について記載しておりますので後ほど目を通していただけたらと思います。22ページの表と円グラフをご覧ください。

平成26年度、相談支援センターを利用している障害者の人数は1,039名です。全体的には去年度より68名の増となっています。今年度の新規利用は271人となっています。相談の人数が最も多いのは精神障害者で、知的、身体、発達障害、高次脳機能障害、重度身体障害となっております。その他は障害者手帳や療育手帳、医師の診断書等を所持しておられない人、通院先・診断共に不明の人、匿名希望のため障害種別が不明の人、障害でなく引きこもりの人などとなっています。

障害別利用者人数は去年に比して減少していますが、減少しているのが身体障害者、増加しているのが精神障害者、知的障害者、発達障害者となっています。障害者別の人数1,039名に対して、障害別内訳数は1,184名となっており、145名が重複障害者です。相談者につきましては、本人だけではなく親や学校、事業所等の関係機関からも多くありました。

次に3の支援方法について、同じく22ページに記載しています。電話による相談件数が最も多く、次に来所相談、訪問、関係機関、同行、個別支援会議、電子メールの順となっています。

その他につきましては、行政手続きの代行や買い物の代行等がありました。

次に23ページをご覧ください。支援の内容です。

支援の内容につきましては12項目あります。相談件数は去年と比較しまして305件の増、一昨年と比較して4,072件の増となっています。内容項目の最も多いのは例年の不安の解消、情緒不安定の支援に代わって、福祉サービスの利用に関する支援となっております。

2番目は家族関係、人間関係に関する支援、それ以降の順は昨年同様となっ

ております。

また、まとめとして 25 ページから 28 ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に 28 ページ中段をご覧ください。

以上のように、今年度も障害者相談支援センターは多くの相談を受け、地域で暮らす障害者の多種多様の課題を本人が解決できるように支援しました。相談支援を利用する人及び相談件数については年々増加しており、ニーズの高さが伺えます。また、相談が年々多様化しているということ、家族または本人の高齢化に伴い、介護保険への移行が必要なケース、また問題を家族だけで抱えるのが難しくなっているケースが多くありました。また、本人を取り巻く環境が複雑で一支援センターでの対応が難しく、他の支援センターと連携したケースもありました。また、引きこもりの人や生活基盤が弱い人への継続的な支援も多くありました。

地域資源については、まだまだ足りない現状です。今年もグループホームを希望する相談が多くありましたが、枚方市内のグループホーム全体量が不足していること、ガイドヘルパーなどの確保が困難なこと、現状でまだ認められていない、入院中にホームヘルプサービス等の利用が必要なケースもありました。また個別給付である地域移行、地域定着支援事業は支援の必要な期間と制度の期間のニーズが合わず使いにくい状況がありました。

課題はさまざまですが、病院や施設から地域移行された人達も含めて障害当事者が地域で普通に受け止められ、安心して暮らせるように障害福祉関係のみならず、さまざまな機関が地域との連携拡充を強化していく必要があると思っています。選択肢を組み合わせ、多種多様な生活支援をするための制度施策の充実や人材の確保、支援員の資質向上に努力していきたいと思っています。

2016 年 4 月から障害者差別解消法が施行されます。本年度の相談の中にも知的障害者に理解ができるようにわかりやすく説明してもらえなかった、聴覚障害であるということから情報が入らなかった、合理的配慮に欠ける事例が、障害者であるがゆえに有給休暇ももらえない、残業代が支払われていないなど、障害があるが故の差別と思われる事例がたくさんありました。相談支援センターとしてこのようなことを踏まえつつ、地域の方々に障害についてより理解が得られるように啓発活動にも力を注いでいきたいと考えております。

以上で平成 26 年度の報告を終わらせていただきます。

会 長： はい、たくさんの相談件数に適切に対応していただいても、まだ足りないところがたくさんあるという報告だったと思います。

個人的なことなんですが、私は成年後見活動をやっていますが、この 1 月に、その方のお母さんが亡くなりまして、一人暮らしをしなければならない状況に

追い込まれています。その時に、どういうサービスを組み合わせたらこの方は一人で生活できるのか、今、周りの方も含めて一生懸命考えている状況です。そのような症例をたくさん相談支援センターが抱え込んで対応しているんじゃないかな、と報告を聞きながら思いました。

どうもお疲れ様でございます。何か皆さん、ご意見ないでしょうか。では、事務局のほうから。

事務局： E委員からのご質問についてですが、ご質問の趣旨は、新たに施設入所の支給決定をした方が何人おられたかという趣旨だったかと思えます。障害福祉計画上の数値で申し上げますと、施設入所支援の目標数値は年々下がっていますが、175人見込んでおったところ実際は195人だったので、目標達成には至っておりません。

あわせて、F委員からありました、グループホームの目標数値ですが、目標数値で行くと398人のところ308人で、おおよそ77%の達成率となっております。

F委員から報告のありました、昨年度の全体会で提案された、重症心身障害者の方の宿泊体験利用についてですが、この全体会でのご意見もあり、昨年度庁内の協議を進めて参りました。そうしたところ、本日からの議会において、当初予算に計上させていただきました事業の中で、重症心身障害者の宿泊体験という形で予算がついたところでございます。当然、執行につきましては予算が成立した後に公開されることとなりますが、一定、この全体会でいただいたご提案につきまして調整ができたと思っております。

グループホームにつきましても、ここ2年ほど消防法施行令が改正されて以来、ご意見をいただいているところでありまして、それにつきましても庁内で協議をさせていただき、スプリンクラーの設置費用について、今後、増額等の改定を行う方向で予算計上させていただいたところです。こちらにつきましても予算成立等がなされましたら、対象事業者等に対して説明会を開催する予定でございます。

グループホームの整備につきましては、国庫補助を活用して、大規模改修という形で進めさせていただいておりますが、この全体会、地域移行部会、あるいは知的ネットワークからも、今利用しているグループホームについても消防法の関係で退去しなければならないかもしれないというお声をいただいておりますので、市単費における補助制度において、増額もしくは、新たにスプリンクラー設置のための補助制度を創設する方向で検討しております。こちらにつきましても先ほど申しました予算計上等が整いましたら改めてご報告させていただきますと思います。

会 長： 国庫補助の他に市単独の補助もあるという報告でした。よろしいでしょうか。

F委員： 重症心身障害者の方の制度については、今は何もありませんので、宿泊体験事業をしていく中で、今後、重身の方の住まいについてグループホームなり、一人暮らしなり、検討が必要とっております。また、グループホームにつきましても、先ほども申しましたように、さまざまな課題があります。スプリンクラーの問題等、補助していただいておりますが、その他の課題もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： C委員。

C委員： 去年も同じようなこと申し上げたんですが、今年、この6相談支援事業報告書で、クロスロードも陽だまりも、増加する利用者に対して相談支援がちょっと足りてないというか、業務も兼務してるということでマンパワー不足が続いていると思ひます。市長の所信表明演説を読んだ時に、私は当事者として不安に思つたのですが、3障害のことに対して、ほとんどというか、ほぼ載っていない、書いていない、言っていないということ。

次に、行政改革の事業の見直して、補助金等についてはゼロベースから見直して、優先順位の低い事業は休廃止すると共に、事業によっては、より効率的、効果的な実施方法を選択すると書いておられました。これを読んだ時に、知的、精神、身体の優先順位ってあるんだろうかと。補助金事業についても、すごくニーズとか増えていて、予算が要るところだと思ひているのですが、減らされるではないかという不安、グループホームも必要とされている中で、補助金が削減されると思ふと、すごく不安に思ひました。

会 長： そういう不安について事務局で答えられる範囲でお答えをお願いします。

事務局： 所信表明については、まず就任された時に市長が発表されるもので、本日はその説明がありまして、もともと所信表明の際にも市長は詳しい内容については実行計画等で示していきますという表明をされておられました。本日、市政運営方針、議会の場で、今申し上げました、障害者の自立や社会参加を支援するために、日中活動系の障害福祉サービス事業所の新規開設、又は定員増を引き続き、支援します。また、グループホームの安全対策としてスプリンクラー等の設置助成を行います。在宅で暮らす重症心身障害者の介護を担っている保護者の高齢化を見据え、住み慣れた地域やグループホームで自立した生活ができるよう、宿泊を伴う生活訓練事業を実施します。と、それぞれ、項目としては「健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます」の中で、市長が表明をさせていただいたところです。

就労に対しての支援につきましても、今回の市政運営方針では、さらに細か

いところまで踏み込んで、障害者が差別解消法の施行に伴うネットワーク組織を設置します。と表明をさせていただいたところです。

会 長： 積極的に障害福祉施策を展開するということをおっしゃっているようですので、その実現について自立支援協議会も関わっていききたいということですね。よろしいでしょうか。

では、次の案件 障害者差別解消法の施行についてのご報告をお願いします。

事務局： 案件 4、障害者差別解消法の施行につきまして、ご説明をさせていただきます。障害福祉室の吉水と申します。失礼して、座って説明をさせていただきます。

資料 3 の 1、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要をご覧ください。

資料の上段にありますように、この法律は、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者基本法第 4 条の障害者差別の禁止に関する規定を具体化するために制定されたものです。

行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによりまして、差別の解消を推進し、それによって、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成 25 年 6 月 26 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日施行されるものです。

1. 差別を解消するための措置としまして、正当な理由なく、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止の 2 つが掲げられており、差別的取扱いの禁止につきましては、国・地方公共団体及び民間事業者ともに法的義務となり、合理的配慮の不提供の禁止につきましては、国・地方公共団体においては、法的義務が生じ、民間事業者においては努力義務とされているところです。

この差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止についての対応を具体化するために、国や地方公共団体等においては、対応要領を策定することとされており、地方公共団体においては努力義務とされていますが、本市では、職員が遵守すべき服務規律の一環として、人事課において職員対応要領を作成する方向で検討しています。

また、職員が窓口で、障害のある市民に対応する際に障害を理解し、適切に対応するため、障害の種別ごとの特性や対応の具体例を盛り込んだ窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル、こちらを障害福祉室で作成する方向で検討をしているところでございます。

この他、2. 差別を解消するための支援措置として、紛争解決・相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等がでございます。

これらにつきましては、昨年6月8日に開催いたしました、枚方市社会福祉審議会 第1回障害福祉専門分科会において、枚方市自立支援協議会幹事会がワーキンググループと位置付けられたことを受け、これまでの間、専門的な立場から、本市での取組み等について協議・研究をしてまいりました。

その結果、本市では、枚方市障害者差別解消支援地域協議会を設置することといたしました。

資料3の2、障害者差別解消支援地域協議会設置の手引きをご覧ください。

障害者差別解消支援地域協議会につきましては、障害者差別解消法第17条において国及び地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談等について、情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織することができると規定されています。

資料中段の2、「地域協議会は何をするのですか？」に記載してありますが、地域協議会では、障害者差別の解消に関する地域のさまざまな機関等により構成されることから、複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有、関係機関等が対応した相談事例の共有、障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析、構成機関等における斡旋・調整等のさまざまな取り組みにより紛争解決をあと押し、障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発を行うこととしております。

地域協議会の組織形態につきましては、特別な決まりはなく、会議の運営、メンバー構成につきましては、資料に記載の内容を参考に、事務局につきましても記載のとおり、本市では障害福祉室で担当することとしております。

都道府県と市町村の違いにつきましては、組織単位でその特性を生かして業務を実施とあることから、本市としては住民に身近な地域において、主体的な取り組みを行うことが重要と考えております。各相談窓口と地域協議会との関係につきましては、記載のとおり、各相談窓口については、一次的な受け皿、地域協議会については、各相談窓口において対応した相談事例の共有協議の場とします。

地域協議会を構成する全ての者に法において守秘義務が規定されております。

このようなことから、本市の協議会については、資料3の3枚方市障害者差別解消支援地域協議会イメージ図（案）をご覧ください。

まず、実務者間による情報収集を目的とした調整会議の中に、事務局会議を設けることといたします。

この事務局会議において、関係機関等から収集した事案について障害者差別にあたるか、配慮を要する事案か、障害者虐待に該当するものではないかといったような判断や、緊急性の要否、事実確認の方法や調整会議を開催しての議論が必要な事案かの判断を行います。

事務局会議につきましては、月に 1 回、事務局である障害福祉室と基幹相談支援センターで開催する予定としています。この事務局会議での協議の結果、調整会議での協議が必要と判断した事案について、調整会議を開催いたします。調整会議につきましては、障害福祉室、基幹相談支援センター、人権政策室のほか、協議をする事案に応じて関係部署や関係機関、団体、当事者委員、また、困難な事案につきましては、大阪府広域専門相談員等にも助言をいただくこととしており、差別事案に関して取り組んだ内容の共有や分析を行うほか、合理的配慮を行うべきと判断した事案については、関係機関等と連携し、情報共有を図ってまいります。この調整会議については、事案があるごとに事務局である障害福祉室より、関係機関等へ出席の依頼をさせていただくことを想定しております。

事務局会議、調整会議において情報の収集、共有をした相談事例等について、枚方市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、相談体制の構築や個別の相談事案の進行管理など、地域協議会全体に関する事項を協議します。併せまして、地域協議会では、地域における障害者差別の実態や差別の解消に資する取り組みについても情報交換を行い、関係者の共通認識をする場としたいと考えております。地域協議会の設置により、地域のさまざまな関係機関がお互いに顔の見える関係を築き、それぞれの機能や取り組みを知り、地域における相談事例を共有すること等を通じて、今後の相談への迅速かつ適切な対応ができるものだけでなく、紛争解決に向けた対応力の向上にもつながるものと考えております。

枚方市障害者差別解消支援地域協議会の構成につきましては、先ほど、資料 3 の 2、障害者差別解消支援地域協議会設置の手引きの下の表を参考に、行政機関、弁護士会、医師会、歯科医師会、法務局、警察、消防、商工会議所や当事者委員など、幅広いメンバーの構成を想定しています。また、内容に応じてその他の関係機関等へも会議の出席を依頼することも想定しており、広く連携と情報の共有等が図れる場としたいと考えております。

資料 3 の 3 の 2 枚目には障害者差別解消相談対応ガイドラインフロー案を参考までに添付しております。今後は、平成 28 年 4 月地域支援協議会設置に向け、手続きを進めてまいります。以上で、案件 4 についてのご説明とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。何かご意見、ご質問無いでしょうか。特に枚方市障害者差別解消支援地域協議会というのが新しく提案されている内容だと思いますので、何か、わからないことやご不明なところ、意見等がございましたら。

E 委員： この差別解消法というのは大きな課題が定義されていると思います。成立ま

での過程についても非常に時間をかけて練られてきたと思います。地域で実際に、この法制度によって当事者の方達が意見を言うことができたり、地域の人たちがそれに気づいていくということが大事だと思います。これは今までに無い制度ですし、時間をかけて作られてきているというのは、地域の人達に大きく関わる問題だからだと思います。

この協議会を過ぎれば、実際に施行されると思います。地域協議会のシステムとしての案も示されており、今日、了承されればこれで実施になると思いますが、いつ頃から協議会メンバーを要請されて、実際に動き出すのか、時系列がわかれば、教えていただきたいです。また、以前、虐待防止法が施行された際には、虐待防止の委員会が設置されたと思いますが、上手く機能している部分と上手く機能していない部分を勘案されて今回の制度が作られていると思います。虐待防止法と差別解消法と重なる部分、また違う部分等を少し教えていただきたいです。

会 長： 差別と虐待とは非常に関係はするけども、関係しないところもあるわけですから、その辺りを区別して制度設計をしたと思います。事務局からその辺の対応についてご説明していただければと思いますが、お願いできますか。

事務局： E委員のご質問につきましては、当然4月1日から動き出します。ただし、障害者差別解消支援地域協議会というのは、資料3のイメージ図にも載せておりますが、各関係機関にそれぞれの代表の方をお願いして委員選出していただくという性質のものになりますので、今現在、委員選出について手続きを進めておるところです。関係機関によっては、月に1度の役員会で案件を練って、その次の役員会で決定となるものもあり、4月1日までに委員選出が困難とおっしゃられる機関もあり、このことから、差別解消支援地域協議会につきましては、4月1日設置に向けて努力はしておりますが、4月1日からすぐに実施できるかと言うと少し難しい状況ではございます。

ただし、事務局会議につきましては当然4月1日から窓口で声が寄せられる事だと思いますので、それにつきましては粛々と対応させていただくこととしております。

虐待との違いにつきましてはですが、虐待事例はどちらかといえば、その日、もしくは次の日には一定の判断を下さないといけないといった急を要するものが多くあります。実際、虐待の通報があった場合には、それぞれの関係機関をお呼びする時間も無いまま、虐待対応をしなければいけないといったことがあり、市の中でコア会議を開催し対応させていただいているところです。

差別解消につきましては、当然、急を要するケース、差別と思っていたものが実は虐待であったといったものもあるかと思いますが、当然急を要するケースにつきましては急ぎの対応をさせていただくこととなりますが、それ以外

の事例については、月に1回、定期的に基幹相談支援センターの方々と協力させていただき形を考えております。ここが一番大きく違うところと思っております。

会 長： いずれにしても権利擁護という視点から、とつても大切な協議会ですし、相談によっては緊急に対応すべき部分と、じっくり対応していく部分とに分かれると思います。事案ごとに適切に対応をしていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。H委員。

H委員： 障害者差別解消法に関しては、私達当事者にとって、とても大切な内容になっていまして、2、3日前からずっとインターネットで調べていましたが、山口県宇部市で市役所職員の方の対応要領を提示しましたというニュースがありました。先ほどの説明で、枚方市でも対応している事を聞き、安心しました。他にも、2月の中旬頃から、障害者差別解消法に関する記事が色々出ていますが、法律自体の認知度が低いように見受けられます。

枚方市でも平成27年度福祉部の運営方針で重点施策として、解消法の推進をあげていたり、先ほど報告にもありました「ほっこりひらかた」でのD P Iの講演会の開催、12月号広報ひらかたでの、差別解消法施行のお知らせ記事の掲載等もありますが、枚方市のホームページでは、内閣府のホームページをご覧くださいとか、大阪府作成のガイドラインのリンクがあるだけで、わかりづらいです。私の当事者の知り合いに「差別解消法ができるよ」と話をしても、なんとなく知っているけど具体的に何がどうなのかわからないという話をよく聞きます。色々とお報等をしていただいていると思ひますが、今後も継続して具体的に、当事者にはもちろんですが、当事者以外の市民の方にも知っていただいてもらいたいと思ひます。いつ、その方々が事業者になるかも知れなすし。不当な差別的取り扱いの禁止は、国であれ、民間であれ禁止だとはっきりと言っていたきたいです。合理的配慮が法的義務か、努力義務かに関してはまだ別の話であつて、不当な差別的な取り扱いについては禁止ですよということを示明していただきたいと思ひます。

2月19日に大阪府の差別解消条例のパブコメの集計と回答が示されていきました。これは皆さん読んでいただいた方もいらっしゃるかも知れませんが、その中でもやっぱり当事者が一番頼りにしているのは相談の窓口です。

「差別と感ずることがあつたけど、そこに相談に行けば解決してくれるのか？」という書き込みが多くありました。「解決」というのは、相談に行った瞬間に当事者は解決できると思っているところがあると思ひます。

今回設置する地域支援協議会が、解決していけるような権限というとおかしいかも知れませんが、決定権なりを持っているような形になるのか、それとも、何ヶ月先か1年先かわからないけれども、検討しておきますっていうような形

のものなのか、それによって、地域支援協議会の利用の仕方や、関心の持たれ方が変わってくるのかと思うのですが、方向性みたいなものをお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。これから進んでいくことなので、お答えできることがあれば結構ですのでよろしくお願いします。

会 長： 広報の徹底ということ、それから解決の手段ということですね。主にその2点だったと思いますがいかがですか。

事務局： ただ今のH委員のご質問ですが、差別解消法の施行に伴いまして、委員からもおっしゃっていただきましたように、12月号の広報に記事を掲載させていただいたところです。また、障害当事者の方や、障害福祉サービス事業所の方につきましては、これまでも継続して研修等を開催させていただいておりますが、障害当事者等に限らず、一般市民の方向けの啓発ということで、今年1月8日に、輝きプラザきららにおいて障害者差別解消法に関する講演会を実施させていただきました。この講演会の実施にあたりましては、開催案内等につきまして、各自治会を通じて回覧をさせていただくなど、広く周知をさせていただいたところでございます。

また、市民向け啓発パンフレットにつきましても3月末には納品される予定となっております、こちらにつきましては各関係事業所や各機関等に設置させていただくこととしております。

また、「すぐに解決するのか」といったご質問につきましてですが、実際、差別につきましては人の意識による部分も多いところかと思えます。例えば、「これは差別だ」と言うことによって、直ちに解決するというものばかりではないと我々は考えております。ただし、命に関わるようなことであれば、それは虐待事案等の部分と重なるものもございまして、当然早急に対応させていただくこととなりますが、全ての事案が相談をしたその日のうちに解決するといったものばかりではないと考えております。先ほども申し上げましたとおり、いわゆる障害のある方に対する偏見等によるものも多いかと思えますので、啓発活動につきましては今後とも取り組んでいきたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

H委員： 現在、相談を受けておられている所がオーバーフロー気味であることから、法施行により、更に相談が増えるだろうと思えます。障害福祉室に直接出向かれる方もすごく多いと思えます。市役所へ行って話をしたら何とかなると思っておられる方もたくさんおられると思えます。

障害福祉室の相談窓口に多くの方が相談に行かれて、障害福祉室が対応しきれぬのか、その辺りの整理ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

します。

会 長： 事務局でまたご検討いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

I 委員

I 委員： 私は関西医大枚方病院で患者さんのご飯の準備をしたり片付けものをしたりというお仕事をしています。仕事は楽しいです。グループホームで暮らしています。一人暮らしより、グループホームが楽しいです。みんなと一緒にワイワイできるので楽しいです。

三田先生と差別について勉強しています。差別の話は最初、難しいと思いましたが、三田先生の話はわかりやすかったです。私も差別されたことがありました。ずっと前の職場の人に「仲良くして欲しかったらお金を持って来い」、「仕事を手伝って欲しかったらお金を持って来い」、「障害者がいるから給料が普通の人より少なくされた」と言われたり、ロッカーを開けられてお金を取られたり、仲間はずれにされていじめられたり、いろんな事がありました。今までは言えなかったけど、学習会でみんなの前でこのことを言えてスッキリしました。みんなが差別された話も聞けて良かったです。2週間前も職場の人に「汚い」と手を叩かれました。今までは言えなかったけど、学習会で勉強したおかげで、職場の人に手を叩かれたことを相談できるようになりました。相談したら、注意をしてくれていじめは無くなりました。言って良かったと思いました。差別はなかなか無くならないと思うけど、自分で「止めて」と言うことはしないといけないと思いました。三田先生は「障害者であっても一人ひとり大事な人です。いやなことはイヤと言っていいです。我慢しないでいいです。みんなで社会を考えていきましょう」と、4回学習会をしてくれました。障害者のことを色んな人にわかってもらいたいと思います。差別をして欲しくないと思います。一番良かったことは障害者同士でも結婚しても当たり前ということを話し合ったことです。姉がうるさいけど結婚したいと思います。

会 長： ありがとうございます。差別解消法の問題というのでしょうか、そういうものを応援していただきたいと思います。他にいかがでしょうか。 C 委員いかがですか。では、全体を通してご意見などありませんか。

それでは、無いようですので長時間に及びましたがこれで第 10 回枚方市自立支援協議会を終了したいと思います。ありがとうございます。

